

# 保管中農産物補償共済

## 収獲後の備えは大丈夫ですか？



### 保管中農産物補償共済の概要

☆建物に**保管中の農産物**を補償します。

※ 他人から預かった農産物は補償の対象外となります。

※ 建物に保管中のもの(乾燥・調製等の作業中のものや、当該建物からの運送中または当該建物への運送中のものを含みます。)が補償の対象となります。

☆補償対象は、**農作物共済**、**果樹共済**、**畑作物共済**に加入している農産物のうち、加入者が選択します。

※対象品目 : ・水稲・麦  
・うんしゅうみかん・なつみかん・いよかん・指定かんきつ・ぶどう  
・もも・びわ・かき・くり・キウイフルーツ  
・大豆・そば

☆補償する額は、**1品目につき、1口・100万円**から加入できます。

☆対象となる事故は、**風水害**、**火災**、**雪害**、**地震**などに加えて**盗難及び運送中の事故**が対象になります。

※ 盗難については、盗難によるき損、汚損を含みます。

運送中の事故については、運送業者等が運送を担う場合は除きます。

裏面もご覧ください。

## 加入タイプ

☆ 2つの加入タイプから選択できます。

**Aタイプ** (出荷前の一時保管に対応)

連続する **120日間** を補償します。

**Bタイプ** (自家販売などの通年保管に対応)

連続する **1年間** を補償します。

## 共済掛金

☆ 1品目につき **1口 (100万円) 当たり**

**Aタイプ** **2,500円**

**Bタイプ** **6,500円**

(上記金額には事務費賦課金も含まれています)

## 共済金のお支払い

☆ 保管中農産物の損害額を共済金としてお支払いします。

(ただし、契約口数に100万円を乗じた額が支払限度)

**損害額 = 損害数量 × 1kg当たりの価額 (注1)**

(注1) 農作物共済、畑作物共済及び果樹共済において農林水産大臣が告示する1kg当たり共済金額の最高額を使用します。

【例】 納屋に泥水が流れ込み保管中の玄米50俵 (3,000kg) が損害。

損害の額 = 3,000kg × 195円 (注2) = 585,000円

**共済金 = 585,000円**

(注2) 玄米1kg当たりの価額が195円の場合

### 支 所

- 東予支所  
〒793-0006 西条市下島山甲1324番地2  
TEL (0897) 55-2955 FAX (0897) 56-9650
- 中予支所  
〒790-0966 松山市立花1丁目8番42号  
TEL (089) 941-4623 FAX (089) 947-2046
- 南予支所  
〒797-0017 西予市宇和町ひまわり1番地4  
TEL (0894) 62-2123 FAX (0894) 62-5223

### 出張所

- 今治出張所  
〒794-0026 今治市別宮町9丁目1番53号  
TEL (0898) 31-2800 FAX (0898) 31-6346
- 伊予出張所  
〒799-3113 伊予市米湊825番地9  
TEL (089) 982-0534 FAX (089) 982-0504
- 愛南出張所  
〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲283番地第1  
TEL (0895) 72-0201 FAX (0895) 72-0409

### 本 所

〒790-0002 松山市二番町4丁目4番地2  
TEL (089) 941-8135 FAX (089) 941-8178



愛媛県農業共済組合

<http://www.e-nosai.or.jp/>